

新潟市住民バス運行事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例（平成24年条例第51号。以下「条例」という。）第16条に規定する地域内の公共交通の利便性向上を図るため、その運行に係る経費に対する補助金の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「住民バス運行事業」とは、次条に規定する組織（以下「地域交通団体」という。）が主体となり、地域の生活交通確保に向け、地域交通団体、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業者（以下「交通事業者」という。）及び市が、第4条から第6条までの各条に規定する役割分担のもと、それぞれが連携・協力し、道路運送法第4条第1項又は第21条第2項（以下「乗合旅客運送」という。）の許可をもって運行する事業をいう。

(地域交通団体)

第3条 住民バス運行事業の対象となる地域交通団体は、次の各号すべてに該当することとする。

- (1) 地域住民が設立し、地域住民により組織されていること。
- (2) 事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること。
- (3) 地域の持続的な生活交通の確保に向けて取り組むこと。
- (4) その活動が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項第2号イ、ロ及びハのいずれにも該当する団体であること。
- (5) 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ及びロに規定する団体に該当しないこと。

(地域交通団体の役割)

第4条 地域交通団体は、住民バス運行事業の運営の主体であり、住民バス運行事業について、次の役割を担う。

- (1) 適切な事業運営
- (2) 適切な交通事業者の選定
- (3) 運行費用の負担
- (4) 利用者の確保及び利用促進
- (5) 停留所周辺の維持管理
- (6) 運行費用、運行収入及び利用者数の実態把握
- (7) 補助金に係る事務

(交通事業者の役割)

第5条 交通事業者は、地域交通団体に協力して、住民バス運行事業について、次の役割を担う。

- (1) 乗合旅客運送の許可申請手続き及び乗合旅客運送
- (2) 安全で快適な運行とサービスの向上
- (3) 停留所の維持管理
- (4) 利用者数の把握及び運賃の徴収管理
- (5) 定期的な運行実績の報告

(市の役割)

第6条 市は、地域交通団体及び交通事業者に協力して、住民バス運行事業について、次の役割を担う。

- (1) 地域交通団体に対する支援として、住民バス運行事業の実施に要する費用の一部の補助
 - (2) 事業運営に関する地域交通団体への適切な助言又は指導
 - (3) 運行に関する交通事業者への適切な助言又は指導
- (事業計画の策定)

第7条 地域交通団体は、事業の実施に先立ち、住民バス運行事業計画（別記様式第1号）を策定するものとする。

(事業の認定)

第8条 地域交通団体は、住民バス運行事業認定申請書（別記様式第2号）に住民バス運行事業計画を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により提出された住民バス運行事業認定申請書を審査の上、この内容が適当であると認めた場合、事業の認定を行い、地域交通団体にその旨を住民バス運行事業認定（不認定）通知書（別記様式第3号）により通知する。

(住民バス運行事業計画の変更等)

第9条 前条の規定による認定を受けた代表者は、住民バス運行事業計画において定めた事項を変更し、又は廃止しようとするときは、事前に市と協議しなければならない。

(運行協定)

第10条 地域交通団体、交通事業者及び市は、住民バス運行事業の実施について、それぞれの役割及び責務等を定めた運行協定を締結するものとする。

(補助対象事業等)

第11条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるところによるものとする。

(補助金の申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第6条に規定する申請書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、地域交通団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付決定等)

第14条 市長は、補助金の交付又は不交付を決定した事業については、規則第7条に規定する通知書により、地域交通団体に通知する。

- 2 市長は前項の規定により交付決定を行った補助事業に対して、必要な条件を付することができる。
- 3 補助金の支払いは、規則及び新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の規定に基づき、概算払いができるものとする。

(実績報告)

第15条 地域交通団体は、規則第13条に規定する報告書に、運行実績報告書類を添えて市長に提出するものとする。

(額の確定等)

第16条 市長は、前条の規定による報告書を受けた場合においては、当該報告書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第14条に規定する通知書により、地域交通団体に通知する。

- 2 市長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合において、当該提出に係る事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該事業に係る地域交通団体に命じ、又は当該補助金の全部若しくは一部を取り消し、当該取り消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に実施中である住民バスの運行に関する事業は、この要綱で定める住民バス運行事業を認定したものとみなす。

(平成26年の消費税率改定に伴う補助額算出の特例)

3 平成26年4月1日から令和元年9月30日までの間における別表の適用については、当該期間中の運賃を平成25年度の運賃と同額に据え置き、かつ、当該期間中の運賃収入が運行経費と運行費補助限度額の差額に満たない地域交通団体に限り、運賃収入額に105分の3を乗じた額を運行費補助限度額に加えることができる。ただし、その加えることができる額は、運行経費と運行費補助限度額の差額から運賃収入を差し引いた額を上限とする。

(要綱の失効)

4 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟市住民バス運行事業補助金交付要綱の規定は、平成26年度分以後の住民バス運行事業補助金の申請に係る経費及び補助金について適用し、平成25年度分までの住民バス運行事業補助金の申請に係る経費及び補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第11条関係）

1 運行費

補助対象経費	協定締結期間の運行経費										
補助額	<p>運行経費から運賃収入を差し引いた額と次に掲げる式により算出された補助限度額のいずれか少ない額</p> <p>補助限度額＝A又はBのいずれか少ない額×C</p> $\left(\begin{array}{l} A : \text{上限経費} = 10 \text{ 便} \times \text{年間の運行期間の全日数に係る経費} \\ B : \text{実運行経費} = 1 \text{ 日の運行便数} \times \text{運行日数に係る経費} \\ C : \text{補助率} (\%) \end{array} \right)$										
補助率	<p>1 上記のC（補助率）は、表1の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める割合とする。</p> <p>表1 補助率区分表</p> <table border="1" data-bbox="456 891 1217 1115"> <thead> <tr> <th>補助率算定人口密度（人/km²）</th> <th>補助率（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5200以上</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>1100以上5200未満</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>230以上1100未満</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>230未満</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 表1に掲げる補助率算定人口密度は、次に掲げる式により算出するものとする。</p> $\text{補助率算定人口密度 (人/km}^2\text{)} = D \times E \times F$ $\left(\begin{array}{l} D : \text{当該住民バス路線沿線の人口密度 (人/km}^2\text{)} \\ E : \text{高齢化率による補正係数 (係数①)} \\ F : \text{公共交通空白地域解消度による補正係数 (係数②)} \end{array} \right)$ <p>3 第2項の式におけるD（当該住民バス路線沿線の人口密度）は、次に掲げる式により算出するものとする。</p> $\text{当該住民バス路線沿線の人口密度 (人/km}^2\text{)} = G \div H$ $\left(\begin{array}{l} G : \text{当該住民バス路線沿線の区域の人口 (人)} \\ H : \text{当該住民バス路線沿線の区域の面積 (km}^2\text{)} \end{array} \right)$ <p>4 第2項の式におけるE（高齢化率による補正係数（係数①））は、次に掲げる式により市平均高齢化率との差を算出し、その結果に基づき表2の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める係数とする。</p> $\text{市平均高齢化率との差} (\%) = I - J$ $\left(\begin{array}{l} I : \text{当該住民バス路線沿線の高齢化率} (\%) \\ J : \text{新潟市の平均高齢化率} (\%) \end{array} \right)$ <p>表2 高齢化率による補正表</p>	補助率算定人口密度（人/km ² ）	補助率（%）	5200以上	70	1100以上5200未満	75	230以上1100未満	80	230未満	85
補助率算定人口密度（人/km ² ）	補助率（%）										
5200以上	70										
1100以上5200未満	75										
230以上1100未満	80										
230未満	85										

市平均高齢化率との差 (%)	係数①
+1.0未満	1.000
+1.0以上+2.0未満	0.970
+2.0以上+3.0未満	0.940
+3.0以上+4.0未満	0.910
+4.0以上+5.0未満	0.880
+5.0以上+6.0未満	0.850
+6.0以上+7.0未満	0.820
+7.0以上+8.0未満	0.790
+8.0以上+9.0未満	0.760
+9.0以上+10.0未満	0.730
+10.0以上	0.700

5 第2項の式におけるF（公共交通空白地域解消度による補正係数（係数②））は、次に掲げる式により公共交通空白地域解消度を算出し、その結果に基づき表3の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める係数とする。

$$\text{公共交通空白地域解消度 (\%)} = K \div L$$

$$\left[\begin{array}{l} K : \text{当該住民バスが公共交通空白地域を運行している延長 (km)} \\ L : \text{当該住民バスの全運行延長 (km)} \end{array} \right]$$

注 公共交通空白地域とは、一般乗合旅客自動車運送事業者が運営するバス路線や鉄道駅から一定距離離れており、公共交通の利用が不便な地域のことをいう。

表3 公共交通空白地域解消度による補正表

公共交通空白地域解消度 (%)	係数②
0以上10未満	1.000
10以上20未満	0.950
20以上30未満	0.900
30以上40未満	0.850
40以上50未満	0.800
50以上60未満	0.750
60以上70未満	0.700
70以上80未満	0.650
80以上90未満	0.600
90以上100未満	0.550
100	0.500

6 第4項の式におけるI（バス路線沿線の高齢化率）は、次に掲げる式により算出するものとする。

$$\text{バス路線沿線の高齢化率 (\%)} = M \div N$$

$$\left[\begin{array}{l} M : \text{当該住民バス路線沿線の区域の65歳以上の人口 (人)} \\ N : \text{当該住民バス路線沿線の区域の人口 (人)} \end{array} \right]$$

	7 一般乗合旅客自動車運送事業者が運営する路線の延伸部分に該当するものの補助率は、第1項の規定にかかわらず、70%とする。
--	---

備考 補助率を算定するに当たり、この要綱に定めのないものは別途定める。

2 設備費

補助対象経費	停留所製作及び設置経費、車両方向幕、運賃表、音声合成案内装置改修経費、車両ラッピング経費、定期券・回数券製作経費、その他市長が必要であると認めたもの
補助額	補助対象経費の全額

3 運営経費

経費項目	補助対象経費	補助割合
消耗品費	1品3万円未満の事務用品、啓発物品及び参考図書	2分の1
印刷製本費	広報紙、チラシ、ポスター、時刻表、会議資料等のコピー代	全部
通信費	切手代、振込手数料、補助対象事業分として確実に区分できる電話料及びファクシミリ料	2分の1
賃借料	機器や物品の借り上げ料、会議等を開催するための会場使用料（事務所としての施設の使用料を除く。）	2分の1
食糧費	会議用お茶代（食事類、アルコール類を除く。）	2分の1
その他	市長が必要であると認めたもの	その都度市長が定める

備考

- 1 運営経費は、補助対象事業の運営に直接必要とされる経費とする。
- 2 運営経費の総補助額は、年間10万円を限度とする。
- 3 領収書等が無いなど、用途が不明なものは補助の対象としない。

4 利用実績加算

補助対象経費	当該年度の運行費補助額算定後に生じた運行経費の欠損額
補助額	補助対象経費と次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額 算出式＝前年度運賃収入－（前年度運行経費－前年度運行費補助限度額）>0

備考

- 1 利用実績加算の対象は、一般乗合旅客自動車運送事業者が運営する路線の延伸部分に該当するものを除き、地域交通団体が単独で運営する運行路線に限る。
- 2 利用実績加算は、当該年度に限り運行費補助額に合算することができる。

別記様式第1号（第7条関係）

住民バス運行事業計画書

地域交通団体 住所
代表者

印

- | | | |
|----|---------------------------------------|----------------|
| 1 | 地域交通団体の概要 | (事業計画書様式第 1号) |
| 2 | 住民バス実施の目的及び背景 | (事業計画書様式第 2号) |
| 3 | 運行計画の内容 | (事業計画書様式第 3号) |
| 4 | 設備費用 | (事業計画書様式第 4号) |
| 5 | 年間収支計画 | (事業計画書様式第 5号) |
| 6 | 住民バス運行事業補助金交付要綱第3条(4)(5)に規定する団体である確認書 | (事業計画書様式第 6号) |
| 7 | 住民バス実施に係るスケジュール | (事業計画書様式第 7号) |
| 8 | 利用促進活動計画書 | (事業計画書様式第 8号) |
| 9 | 交通事業者の概要 | (事業計画書様式第 9号) |
| 10 | 交通事業者の選定方法と理由 | (事業計画書様式第 10号) |

地域交通団体の概要

地域交通団体（会の名称）	
代表者名	
所在地	
連絡先	
設立年月日	
経歴・沿革	
役員氏名・住所	
会員数	

※添付書類

・会規約

住民バス運行実施の目的及び背景

(目的)

(背景)

運行計画の内容

系統名(起点・経由・終点)	
運行距離(km/便)	
運行手段(大型バス等)	
運行便数(便/日)	
停留所(本/日)	
運行日(平日・毎日)	
運賃(円/回)	
運行事業者	
事業期間	
その他(前年度との相違点等)	

※添付書類

- ・ルート図及び運行手段概要等
- ・既存交通事業者、道路管理者及び交通管理者等の関係機関との運行計画に係る協議の状況を記載した書類

設備費用

品名	単価 (円)	数量	金額 (円)
合計			

※添付書類

- ・関係見積り

年間収支計画

運賃収入①	
運行経費②	
運行単価 (A) の内訳 (円/km)	人件費 (内訳) 燃料油脂費 (内訳) 車両修繕費 (内訳) 車両償却費 (内訳) その他運送費 (内訳) 一般管理費 (内訳)
運行欠損額②－①	

運営経費③	
-------	--

【参考・その他の収入見込み】

協賛金④	
広告収入⑤	

【上記②－(①+④+⑤)の実績が補助上限額を上回った場合の補填の方法】

補填の方法	
-------	--

※添付書類
・関係見積り

事業計画書様式第6号

住民バス運行事業補助金交付要綱第3条(4)(5)に規定する団体である確認書

地区地域交通団体は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、
年 月 日に開催した設立総会において確認しました。

年 月 日

地域交通団体 住所
代表者

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件
イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件
暴力団でないこと
暴力団の統制下にある団体でないこと
暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと
暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

住民バス運行実施に係るスケジュール

※運行開始までの地域交通団体の取り組み（会の設立，運行内容の検討，既存事業者との調整，停留所地先の了解，交通事業者の選定，運輸局への許可申請等）や補助事務（事業計画の作成，事業認定申請，交付申請，実績報告等）の流れを時系列に記載

年 月：

年 月：

利用促進活動計画書

※利用促進に資する取り組み（広報チラシの作成，フォーラムの開催，アンケート調査の実施，運行内容で工夫したこと等）を記載

交通事業者の概要

事業者名	
代表者名	
所在地	
連絡先	
設立年月日	
経歴・沿革	
資本金	
従業員数及び運転者数 (大型2種免許保有者数)	
業務内容 (旅客運送事業の実績等)	
施設概要	営業所の位置・規模 車両数及び定員 車庫の位置・収容能力 損害賠償のための保険加入状況 休憩・仮眠施設の概要 点検・清掃施設の概要

※添付書類

- ・運転者及び運行管理者の免許証（資格者証）等の運行に必要な書類の写し
- ・当該運行に係る国土交通省北陸信越運輸局への許可申請書類（又は許可申請予定書類）の写し

交通事業者の選定方法と理由

(選定方法)

(理由)

別記様式第2号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）新潟市長

申請者 住所
氏名

印

住民バス運行事業認定申請書

地区地域交通団体を設立したので、住民バス運行事業計画を添えて、住民バス運行事業の認定を申請します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 代表者名
- 4 設置年月日
- 5 添付書類
(1) 住民バス運行事業計画

別記様式第3号（第8条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

住民バス運行事業認定（不認定）通知書

年 月 日付けで申請のあった住民バス運行事業について、次のとおり認定しましたので通知します。

記

- 1 名称
- 2 認定条件（不認定とした理由）
- 3 その他